



ガバナンス

コーポレート・ガバナンス	79
役員報酬	83
内部統制	84
リスク管理	85
コンプライアンス	86
知的財産	91

コーポレート・ガバナンス

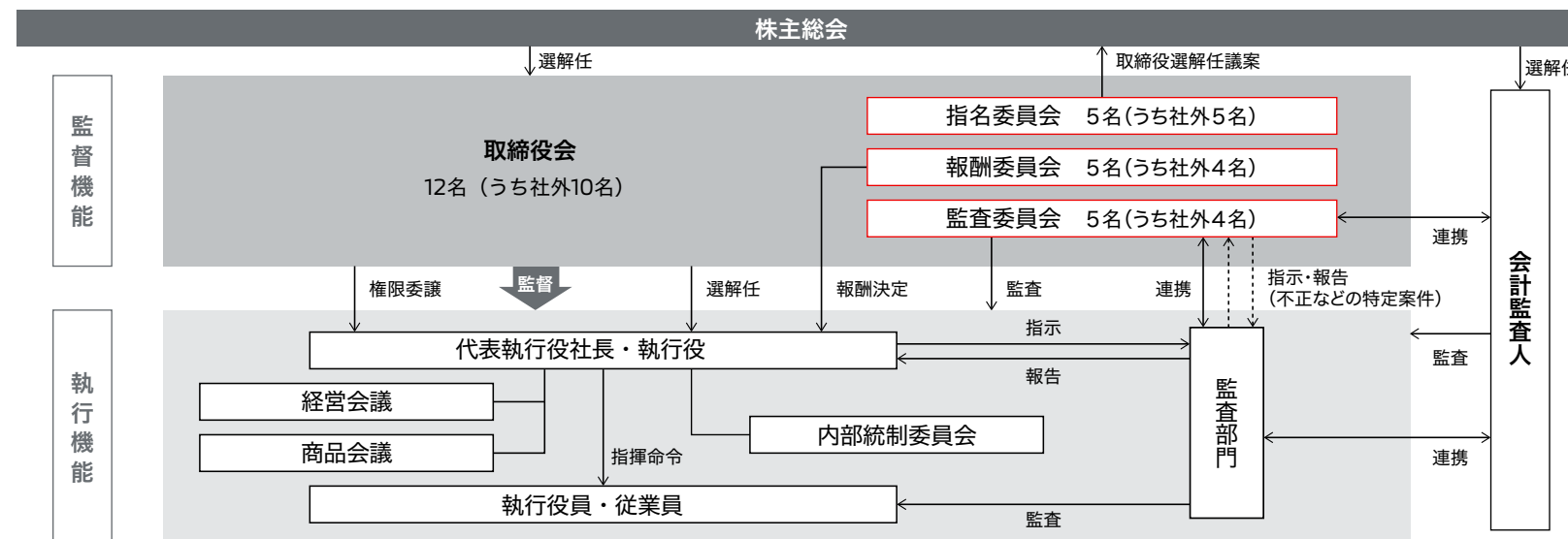
基本的な考え方・方針

当社は、ビジョン・ミッションにもとづき、株主の皆様やお客様をはじめすべてのステークホルダーの期待に応えるとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コンプライアンスを最優先に考え、経営上の優先課題としてコーポレート・ガバナンスの継続的な強化・充実に取り組んでいます。

また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として取り纏めています。

（参照）コーポレートガバナンス・ガイドライン
https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/pdf/guideline.pdf

コーポレート・ガバナンスおよび業務執行の体制（2025年6月19日現在）



コーポレート・ガバナンス体制

当社は、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化の一環として、経営監督機能と業務執行機能の分離を明確にし、経営の健全性・透明性確保に向けて一層の監督強化および危機管理の徹底を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行を実現していくために、指名委員会等設置会社の形態を採用しています。

取締役会および取締役

取締役候補者の指名方針および取締役会の構成

取締役会は、経営上の重要事項の決定および執行役の業務執行の監督を行っています。

当社は、取締役候補者の指名方針および取締役会全体の構成・規模について定めています。

2025年6月19日現在において、取締役12名（女性取締役2名）で構成されており、12名の取締役のうち10名は豊富な経験や高い見識などを有する社外取締役であり、社外取締役のうち5名は独立社外取締役です。各取締役の知識・経験・専門性（スキル・マトリックス）については、ウェブサイトで公開しています。

（参照）取締役候補者指名方針等について
https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/governance/policy_nomination.html
 取締役会の構成
https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/governance/policy_composition.xlsx
 取締役会全体の知識・経験・専門性について
https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/governance/policy_skill.html

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性判断基準を定めており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を独立役員として選任しています。

（参照）コーポレートガバナンス・ガイドライン「社外取締役の独立性判断基準」
https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/pdf/guideline.pdf

取締役会の実効性についての分析・評価

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るため、全取締役に対するアンケート調査により取締役会実効性評価を年に1度実施し、その結果を取締役会で報告しています。

2024年度においては、取締役会の監督機能の高度化を図る観点から以下スコープを軸として全取締役を対象とするアンケートを実施しました。

〔評価の項目〕

1. 取締役会の構成と運営
2. 経営戦略と事業戦略
3. 企業倫理とリスク管理
4. 経営陣に対するモニタリング
5. 株主等との対話
6. 各委員会など

各取締役から寄せられた意見等も踏まえた2024年度の実効性の総括は、次のとおりです。

- 当社取締役会は総じて実効的と判断される。
- 外部環境がよりいっそう流動的となるなか、引き続き、中長期かつ大局的な経営戦略に関する議論を深めることが重要であり、さらなる改善に向けて、次のような課題を認識した。
 - 経営関係情報を継続的にアップデートし、監督・意思決定の質をさらに高める必要
 - 中長期かつ大局的な戦略策定、経営資源の配分についての議論をさらに深め、関係者への説明を拡充する必要

上記の総括、課題認識を踏まえ、取締役会としては次のような対応を進めることを検討しています。

- 経営関係情報報告・協議の充実
 - 主要部門による業務執行状況の報告内容・議論のレベルアップ

- 今後の経営計画策定に向けた協議のさらなる充実

こうした取り組みを通じ、さらなる取締役会の実効性向上を図り、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいきます。

委員会

取締役会には、法定の以下の3つの委員会を設置し、取締役会と合わせて取締役および執行役の監督機能を果たしています。各委員会はそれぞれ過半数が社外取締役により構成されており、委員長は社外取締役が務めています。これにより、公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスが実質的に機能する体制を整備しています。

指名委員会

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任・解任議案の決定に加え、代表執行役社長が取締役会に提案する執行役の選任・解任案の承認、当社の代表執行役社長の後継者計画などに関する審議を行います。

2024年度は、取締役候補者の決定や執行役選任案の承認などの定例議題のほか、代表執行役社長の評価や社長後継者計画の審議などを行いました。

報酬委員会

報酬委員会は、取締役および執行役の報酬などの決定に関する方針、ならびに個人別の報酬の内容などについて審議・決定を行います。

2024年度は、取締役および執行役の個人別報酬の決定のほか、中長期業績連動報酬のKPIの追加や他社ベンチマークも踏まえた当社役員報酬水準の妥当性確認に関する審議などを行いました。

監査委員会

監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行の監査、内部統制システムの構築・運用状況の監督、および監査報告の作成などを行うほか、取締役会または監査委員会により業務執行者による調査を実施することが相当でないと判断された事項に関する社内調査の実施などを行います。

〔参照〕 P82 監査委員会監査の状況

各委員会の構成と開催回数（2024年度）

	委員数	委員長	開催回数
指名委員会	社外取締役5名	独立社外取締役（幸田 真音 氏）	8回
報酬委員会	社外取締役4名 社内取締役1名	社外取締役（宮永 俊一 氏）	6回
監査委員会	社外取締役4名 社内取締役1名	独立社外取締役（中村 嘉彦 氏）	15回

執行役

取締役会は、法令および定款の規定により取締役会の決議を要する事項、株主総会の決議により委任された事項および事業経営に関する一定の重要事項を決定し、これら以外の業務執行の決定権限は執行役に委任しています。

執行役は、取締役会から委任を受けた業務執行の決定およびその執行を担っています。取締役会の決議により執行部門の長として、代表執行役社長を選任しています。

2025年6月19日現在の執行役は10名（代表執行役社長を含む）です。

業務執行における意思決定プロセスおよび各種会議体の概要

業務執行にあたっては、執行部門の長である代表執行役社長のほかに、職掌範囲における業務執行に関する責任者として権限および責任を持つ代表執行役副社長を置いています。また、権限委譲規程に基づき意思決定権限を体系化し、委任事項およびその範囲を定義するとともに、主要事項の意思決定手続きを定め、業務執行の迅速化と、意思決定プロセスの透明性の向上を図っています。

経営上の重要事項については、執行役全員により構成し、代表執行役社長が議長を務める「経営会議」において審議のうえ、決定しています。また、商品プロジェクトに関する重要事項については、「商品会議」にて審議のうえ、決定しています。さらに、内部統制にかかわる事項については、「内部統制委員会」において審議のうえ、決定しています。いずれも、代表執行役社長が議長・委員長を務めており、関係する執行役がメンバーとなっています。

利益相反の回避

当社と取締役および執行役との競業取引および利益相反取引については、取締役会での事前の承認および事後の報告を要する旨、取締役会規則で定めています。また、取締役会の決議においては、特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加しないことを取締役会規則で定めています。

さらに、役員や主要株主などの関連当事者間の取引にあたっては、他の取引先の場合と同様に、会社の利益を害することがないよう、経済合理性を十分検討したうえで、複数の関係部門によるチェックと権限委譲規程に定められた責任者による承認に基づいて行うようルールを定めています。

社外取締役のサポート体制

当社では、社外取締役に取締役会において活発に意見を述べ、十分に意思決定に参画していただけるよう、当社について理解を深めるためのさまざまな機会を提供しています。

取り組み事例

- 国内外の事業拠点の視察
- 当事業について理解を深めるための対話の場
- 議案関連資料の事前配布と必要に応じた事前説明

（参照）コーポレート・ガバナンス報告書
<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/pdf/governance.pdf>

監査委員会監査および内部監査の状況

監査委員会監査の状況

当社の監査委員会は、監査方針および監査計画に基づき、取締役および執行役の職務執行の監査、ならびに内部統制システムの実効性および会計監査人の監査の相当性などを監視・検証することを基本責務と認識し、以下の活動を実施しています。

- ①監査本部に加え、さまざまなレベルの執行部門との対話を通じて、当社内部統制の有効性やその課題について監査委員会としての把握に努めたうえで、執行部門としての有効性評価や課題認識および課題に対する取り組み状況を確認しました。
- ②当社事業にとって重大なリスクを内包し得る業務については、その具体的業務プロセスを把握しました。この観点で2024年度は道路運送車両法に関する一連の業務プロセスについてヒアリングを実施しました。

当社は原則として月次で監査委員会を開催しており、2024年度においては15回開催しました。

2024年度の監査委員会における具体的な検討内容は以下のとおりです。
決議事項15件：監査方針および監査計画、監査の方法、監査職務の分担、会計監査人の委嘱、会計監査人の監査報酬の同意、会計監査人评价基準改定、監査報告の作成 など

協議事項4件：会計監査人による非保証業務提供 など

報告事項34件：内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査計画、監査の方法および結果の相当性、監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters：KAM）についてのコミュニケーション など

監査委員会は上記に加え、年間を通じて主に以下の活動を行っています。

- 代表執行役社長との意見交換（年2回）
- 執行部門へのヒアリング（年5回）
- 内部監査部門とのミーティング（年6回）
- 内部統制部門とのミーティング（年2回）
- 取締役会への監査委員会活動報告（年2回）

常勤監査委員は、上記のほか、経営会議などの重要な会議および委員会への出席、重要な決裁書類などの閲覧、執行役および執行役員などへのヒアリング、国内関係会社監査役研修・連絡会、三様監査ミーティング（監査委員会、会計監査人、内部監査部門）などを行いました。2024年度は、企業集団としての内部統制システムの実効性を確認する目的で、主要な事業所および国内外関係会社の往査またはヒアリングを重点的に実施しました。

内部監査の状況

当社は内部監査部門として、代表執行役社長直属の独立した組織である監査本部に業務監査部と品質監査部を設置し、年度監査計画に基づいて計画的に内部監査を実施しています。その結果は、代表執行役社長および監査委員会へ報告しています。監査委員会との年6回のミーティングに加え、常勤監査委員との定例ミーティングを月1回開催して連携しているほか、常勤監査委員、会計監査人との三様監査ミーティングでも情報交換を行っています。

監査本部は2025年3月末現在、26名で構成しており、多様な管理職経験者や公認内部監査人、内部監査士などの資格を有する専門人材を配置しています。業務監査部（17名）は、当社および国内外関係会社の業務運営が透明性をもって適切なプロセスで運営されているかについて監査をし

ています。また、品質監査部（7名）は、当社および国内外関係会社の製品品質関連業務が適正に遂行されているかについて監査をしています。

監査委員会と内部監査部門の連携状況

監査委員会は監査本部とのミーティングを定期的に行い、監査体制、監査計画、社内および国内外関係会社を対象とした内部監査結果の状況について説明を受けるとともに、監査本部に対し監査委員会の監査の状況をフィードバックしています。また、取締役会に対しては、監査本部から報告を受けた内容を含め、監査委員会としての監査活動実績を取りまとめ、監査委員会から年2回取締役会に報告しています。

役員報酬

基本的な考え方・方針

当社は、社外取締役が委員長を務める報酬委員会において、取締役および執行役の報酬に関して以下の方針を定めています。

〈基本的な考え方〉

- ①当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ②執行役にとって、経営戦略・経営計画の完遂、目標とする会社業績の達成を適切に動機付けるための業績連動性を備えた報酬制度であること
- ③当社が経営を担う者に求める「経営人材のあるべき姿」に適う人材を確保できる報酬水準であること
- ④株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
- ⑤報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

報酬委員会では、これらの方針を踏まえ、取締役および執行役の報酬の算定方法や個人別の報酬などについて決定しています。2024年度の報酬などについては、2024年度有価証券報告書（P76-80）に記載しています。

2022年度からは、サステナビリティへの対応が当社グループの経営上の重要課題であるとの認識のもと、中長期業績連動報酬を決定する指標として以下のESG関連項目を追加しています。

●「環境」に関する指標：

気候変動をはじめとする深刻化する環境問題に関する取り組みの進捗を測る指標として、「事業活動CO₂排出量」を導入しました。

●「社会」に関する指標：

ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの確保、人材育成の推進などを通じた従業員の勤務満足度の向上や自発性の高まりなどを測る指標として、「従業員エンゲージメント」を導入しました。

（参照）2024年度有価証券報告書

<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/investors/library/pdf/250618yuka.jp.pdf>

内部統制

基本的な考え方・方針、体制

当社は、取締役会にて決議した「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、その運用状況のモニタリングと内部統制システムの改善・強化に努めています。

当社は、過去の品質問題に加え、燃費試験における不正行為を行ったことを重く受け止め、信頼回復への重要な取り組みの一つとして、2017年度にコンプライアンスとオペレーション・ハザードリスクを管理し、ガバナンス向上策について定期的に取り締り報告を行うグローバルリスクコントロール担当役員（現内部統制担当役員）を任命しました。そして、法令に基づく内部統制の対応を強化・効率化すべく、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制は代表執行役副社長（CFO）直下のJ-SOX推進会議にて対応し、会社法に基づく内部統制は代表執行役社長を委員長とし、内部統制担当役員を副委員長とする内部統制委員会を中心として推進する体制としました。この内部統制委員会は全執行役参加のもと年2回定期開催しており、「内部統制システム構築に関する基本方針」に則り、全社リスク管理の状況およびコンプライアンス、情報セキュリティ、BCM（事業継続マネジメント）、J-SOXなど、統制する分野ごとの下部委員会で報告・決議された内容を確認・評価しています。また、それらの内容は取締役会に定期的に報告し、有効性の確認を行っています。

また、昨今顕在化している一つの事象に対し、複数のリスク要素（戦略、財務、オペレーショナル・ハザード）が複雑に絡み合う新たなリスク（地政学リスク、経済安全保障上のリスク、ビジネスと人権のリスクなど）にも対応すべく、内部統制担当役員のもと内部統制推進本部が主導し、潜在リスクの把握・予防、リスク顕在化時の緊急対応、重大リスクの可視化などを

行っています。

さらに2024年度には、各部門が業務プロセス上の課題を洗い出し、改善につなげる取り組みとして「内部統制改善活動」を全社でスタートしました。

国内外の主要関係会社においても2018年度以降順次、内部統制委員会を設置・運用し、グローバルでの内部統制体制の構築に取り組んでいます。また、それぞれの関係会社に対する経営全般の管理責任部門を定め、社内関連部門がその役割に応じて管理責任部門をサポートする体制を整備し、関係会社管理の強化や発展のためさまざまな支援・牽制・監督を行っています。あわせて、子会社の重要情報について当社へ適時・適切な報告が行われるよう社内規則を整備し、これに則った運用を行っています。加え

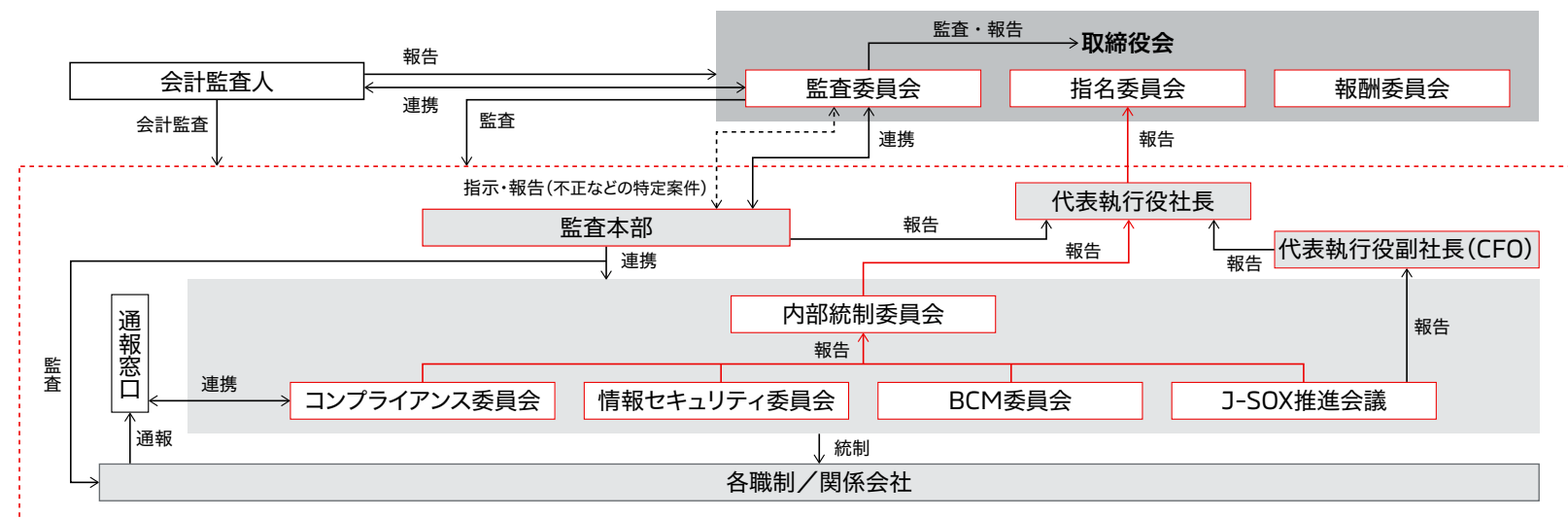
て、財務報告の信頼性を確保するため、前述のJ-SOX推進会議体制のもと、当社および関係会社の体制整備、評価範囲の決定、評価対象会社の評価・改善状況などのフォローについて取りまとめを行う専門組織を設置し運用しています。

また、当社は業務執行と独立した体制として監査本部を位置付け、内部統制委員会を含めた各委員会と連携させることで、内部統制システムの有効かつ効率的な運用をめざしています。

これからも、内外環境の変化に応じて、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保などの取り組みを継続し、ガバナンスを一層強化していきます。

（参照）コーポレート・ガバナンス報告書「内部統制システム構築に関する基本方針」
<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/pdf/governance.pdf>

内部統制体制図



リスク管理

基本的な考え方・方針

当社では、「内部統制システム構築に関する基本方針」において業務上のリスク管理についての方針を定め、当社グループ全体でリスク管理活動を推進しています。当社は、当社グループの事業に影響を与えるリスクを適切に把握し、発生を未然に防ぎ、また、発生した場合もその影響を最小化するように適切に管理することは、最も重要な経営課題の一つであると考えています。

リスク管理体制の整備

当社は、「優先リスク管理」「部門リスク管理」「関係会社リスク管理」の3つのリスク管理活動を通じて、当社グループ全体のリスク管理体制の整備・改善を進めています。

優先リスク管理では、当社グループ全体が直面する潜在的影響度が大きく、かつ緊急性の高いリスクを選定のうえ、リスクごとに「リスクオーナー」を設置し、可能な限り早期のリスク低減に取り組んでいます。部門リスク管理では、本部もしくは製作所ごとに任命された「リスク管理責任者」のもとで、各々に固有のリスクの洗い出し、評価、対策立案・実施、モニタリングのPDCAサイクルを回し、リスクの低減を図っています。関係会社リスク管理では、当社の関係会社における各種リスクに対する取り組みや、BCP（※）の改善などの活動状況を当社が定期的に確認し、必要に応じて改善を提案・指導しています。

これらのリスク管理の取り組みは、内部統制の主要活動として取締役会に定期的に報告し有効性の確認を行っています。

※ BCP：Business Continuity Plan

BCM（※）

地震、台風などの大規模自然災害や感染症の大流行に備え、「お客様、社員とその家族の安全確保と地域社会との共助」を基本方針とした災害対策やBCMに取り組んでいます。

2020年度より内部統制担当役員を委員長とする「BCM委員会」を年2回開催し、社内の関連する取り組みを一元管理することで平時におけるBCM活動の強化を図り、全社横断的な対策を講じています。

また、緊急対応組織の立ち上げや指示命令系統などを盛り込んだ緊急事態対応マニュアルおよび全社BCP運営要領を制定し、重大事案発生時に適切な対応が取れるよう体制を整備しています。平時より緊急時を想定し、各地区単位での防災訓練と、全社対策本部と各地区の連携体制を確認する全社BCP訓練をそれぞれ年に1回実施しています。さらに、緊急時に経営幹部への速やかな情報伝達と迅速かつ的確な対応ができるよう緊急情報連絡システムを運用しているほか、各拠点へIP無線機を配備するなど複数の通信手段を確保しています。

また、帰宅困難者対策として、本社では東京都帰宅困難者対策条例に基づき、3日間の社内待機を想定した備蓄品を確保し、各製作所においても備蓄品整備や来訪者の受け入れなど、近隣自治体と連携しながら取り組みを進めています。

※ BCM：Business Continuity Management

コンプライアンス

基本的な考え方・方針

企業活動においては、環境、労働、消費者保護などに関わるさまざまな法律や公的制度と密接に関連し、これらを遵守することが求められています。

当社グループがこれらの法規制や制度に適切に対応できない場合、事業の継続に支障が生じるとともに、社会や地球環境に対しても大きな負荷をかけてしまうと認識しています。

当社グループは、企業としての社会的責任を果たすため、法令、国際ルール、社内規程の遵守はもちろんのこと、変化する社会規範についても最大限に尊重して行動するべく、すべての役員・社員が守るべき規範として「グローバル行動規範」を制定し、国内外の主要関係会社を含めたコンプライアンス体制の充実と従業員教育に力を入れています。「グローバル行動規範」は必要に応じて見直しを行っています。

【参照】 グローバル行動規範
<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/company/information/philosophy/index.html>

マネジメント体制

当社グループは、内部統制担当役員を責任者とするコンプライアンス体制を構築しており、同役員がコンプライアンス活動を統括・指揮・監督しています。また、コンプライアンス活動に関して、同役員が定期的取締役会へ報告しています。さらに、当社の各部門においてはコンプライアンス・オフィサーを配置し、各部長をコードリーダーとする体制を整備しています。コンプライアンス・オフィサーは、コードリーダーと連携して、コンプライア

ンス違反や個人情報を含む情報セキュリティ事象の未然防止を図っています。コンプライアンス違反発生時は、是正処置、再発防止策の立案とその有効性の確認および水平展開を実施し、内部統制担当役員に報告します。

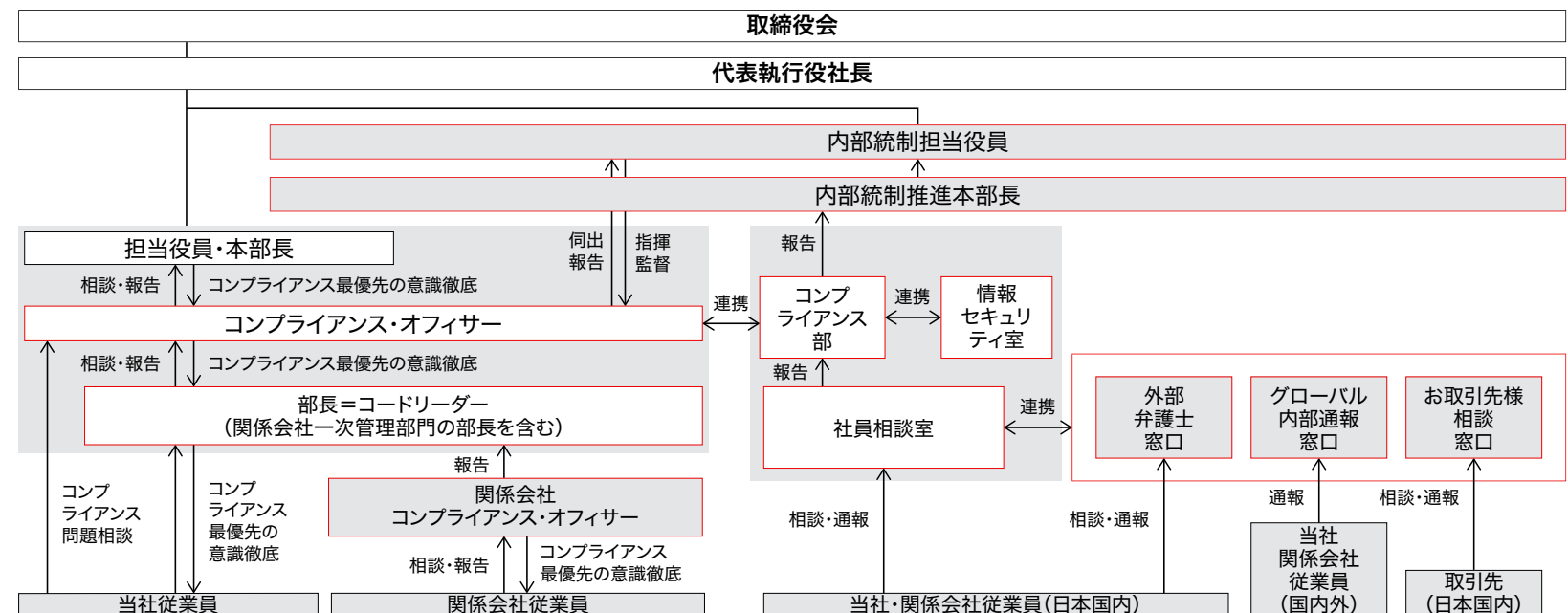
国内外の主要関係会社においてもコンプライアンス・オフィサーを任命し運用する仕組みとしています。さらに2018年度からコンプライアンス違反未然防止の一環としてグローバル内部通報窓口を設置し運用しています。

また、重大事案発生時は緊急事態対応マニュアルに沿って緊急対応組織を立ち上げ、適切な対応が取れるよう体制を整備しています。

加えて、財務報告にかかる内部統制対応として、コンプライアンス体制や決算取りまとめ手続きなどを確認しています。評価対象会社のそれぞれの統制で不備が発生した場合、不備の内容改善策についての報告を求めています。2024年度は、当社グループ18社（当社、国内関係会社6社、海外関係会社11社）の状況を確認しました。

なお、2024年度はお客様や投資家などの信用を毀損するような重大なコンプライアンス違反は発生していません。

コンプライアンス推進体制図



社内および社外相談窓口の設置

不正の防止・早期発見ならびに自浄作用の発揮のために、当社従業員ならびに国内外関係会社従業員が通報・相談することができる相談窓口を複数設置しています。

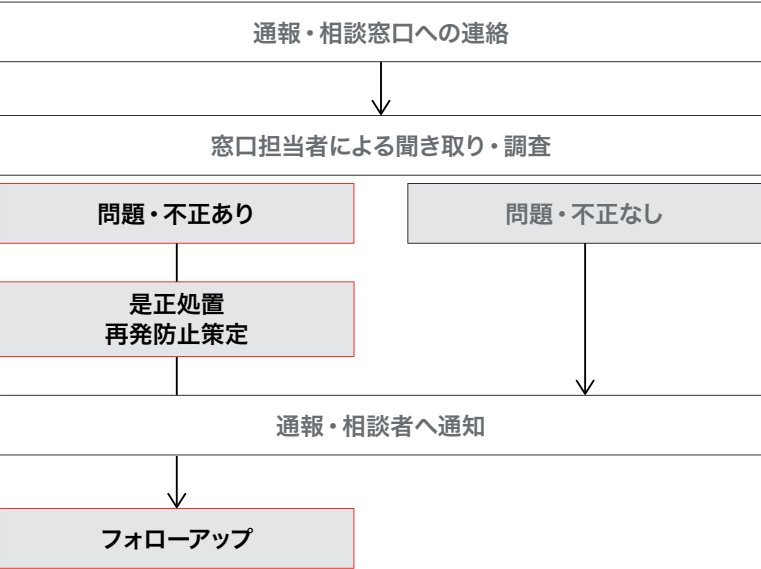
2024年度に受け付けた全136件の通報・相談のうち、調査の結果、法令違反やハラスメントなどコンプライアンス上の問題があった4件については、速やかに是正処置を取るよう関係部署に指示し、確実に実施されたこと、および有効性を確認しています。

（参照）P44 すべてのステークホルダーを対象とした是正・救済

従業員通報・相談窓口（グローバル）

名称	受付窓口	対象者	特徴
三菱自動車グローバル内部通報窓口	社外	国内外のグループ従業員	● 専門会社が一次受付 ● 14カ国に窓口を設置、13言語に対応
社内相談窓口（社員相談室）	社内	当社および国内関係会社従業員（退職者を含む）	● コンプライアンス部門が窓口
MMCほっとライン	社外（弁護士）		● 外部弁護士が対応

通報・相談後の対応フロー



通報・相談窓口の内容別件数（2024年度）

項目	件数
会社・業務への提言	18
職場環境	27
労務・労働関係	10
人間関係、ハラスメント	43
コンプライアンス、業務違反、不正	24
その他	14
計	136

教育・研修（日本）

コンプライアンスに関する教育・研修については、年度ごとに施策を立案し、階層別を実施しています。また、社内各部門では、コンプライアンス・オフィサーを中心に部門独自の施策を立案・実行しています。さらに、「安全への誓いの日（※）」の当日もしくは前後の日には、各部門が自主的にこの日の意味を再認識する行事や、身近なコンプライアンス問題や職場風土に関する「職場討議」を行っています。

これらのほか、定期的に「コンプライアンス通信」をイントラネットに掲載し、コンプライアンスに関する情報をわかりやすく従業員に周知しています。

※ リコール隠し問題など過去の過ちを風化させないために、三菱ふそう製大型トラックの品質不具合に起因する2件の死亡事故が発生した1月10日と10月19日を「安全への誓いの日」（2004年10月制定）としています

教育・研修実績（2024年度）

対象者	研修内容
新入社員	当社のコンプライアンス問題に関わる歴史とそこから得られる教訓
キャリア入社社員	
昇進者	
一部の国内関係会社社員	最新の地政学・経済安全保障動向がビジネスに与える影響（社外講師による講演）
役員	
部長クラス以上の管理職	ビジネスと人権とコンプライアンスの関係
全従業員（パートタイマー、契約社員を含む）	eラーニング ● コンプライアンス基礎 ● 情報セキュリティ ● 36協定等就業管理 ● 各法令

腐敗防止

方針と考え方

当社では、「グローバル行動規範」のなかで、「法令、規則の遵守」や「公務員および取引先との公平かつ公正な関係維持」について明記しています。

また、贈収賄行為および腐敗行為の防止に関するグローバルな指針として、「三菱自動車グローバル賄賂防止ポリシー」を制定し、そのなかで、贈収賄行為や腐敗行為を一切容認しないという当社の方針を明記しています。さらに、同ポリシーは、国内および海外の関係会社にも遵守させています。

主な取り組み

贈賄防止のための取り組み

当社は、公務員との間で贈答・接待を行ったり、受けたりすることについて、管理規則および運用基準を定めています。それらのなかで、すべての役員・従業員が、その職務に関し、公務員に対して不正に贈答・接待を行ったり、受けたりすることを禁止しています。公務員以外についても、管理基準および運用基準を定め、不正な、あるいは社会通念を超えた贈答・接待の提供や、利益供与を受けることを明確に禁止しています。

いずれへの贈答・接待も、法令に違反せず社会通念上相当と例外的に認められる範囲をガイドラインとして示し、その実施にあたっては申請を義務付けるなど透明性のある運用を行っています。さらに、公務員に対して贈答・接待を実施する際には、法務部長への事前の申請を義務付け、承認を得た場合にのみ実施できる仕組みを構築しています。

万一、規則または基準に反する事案があった場合には、社内報告や再発

防止策の策定・実施を行う体制を構築しています。

従業員教育への取り組み

当社は、全従業員を対象にグローバル行動規範を周知するeラーニングを実施するとともに、同規範を掲載した冊子を配布しています。管理職以上にはスマートフォン対応アプリを配信することにより、いつでも振り返りができるようにしています。

また、この冊子は国内関係会社へも配布し、海外関係会社へはデータを共有することで、当社グループ内にも周知しています。

ビジネスパートナーへの取り組み

「三菱自動車グローバル賄賂防止ポリシー」では、当社グループのサプライヤー、請負業者、仕入先、販売業者、外部エージェントなどに対しても、賄賂に関する適用法令および各社の贈賄防止ポリシーを遵守することを求めています。特に海外販売会社との販売店契約書には、贈賄行為を禁止する条項を定めています。

販売子会社に対する業務監査の取り組み

販売の現場では、多くの社員がお客様と直接金銭などの受け渡しを行うため、着服をはじめ金銭などに関わる不正事案が発生するリスクが高くなります。

当社の国内販売子会社では、定期的にコンプライアンス方針を周知・徹底するための教育・研修を実施することで、不正事案の発生防止を図っています。また、各販売子会社で定期的な拠点監査を実施するとともに、当社の監査部門が国内関係会社に対する内部監査の一環として、販売子会

社に対しても業務監査を実施しています。監査結果を当社代表執行役社長に報告したうえで国内営業部門ともその結果を共有し、指摘事項に対する改善策の実行状況についてフォローを行っています。

海外関係会社での取り組み

海外関係会社については、当社から海外関係会社に赴任する役員・社員に対し、贈収賄の禁止・防止を含めた法務リスクに関する赴任前教育を実施し、腐敗防止の徹底を図っています。また、当社の監査部門による海外拠点監査の際には、贈収賄をはじめとする腐敗行為に対する防止の取り組み状況についても確認を行っています。

〔参照〕ガバナンス関連データ：腐敗防止
<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/esg/report/pdf/report-2025/sustainability2025-esg-governance.xlsx>

政治的関与(政治献金)

当社は、「グローバル行動規範」で定めた「法律・ルールの遵守」「公平・公正な関係」「透明性と説明責任の確保」を遵守し、政治との適切な関係を維持しています。

当社は、民主政治の適切な維持には相応なコストが必要であると考え、社会的責任の一環として政治寄付を行っています。実施にあたっては、公職選挙法、政治資金規正法のほか、政治関係の法令を遵守し、社内決裁規定による適切な運用を徹底しています。

〔参照〕ガバナンス関連データ：政治献金
<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/esg/report/pdf/report-2025/sustainability2025-esg-governance.xlsx>

情報セキュリティ

方針と考え方

事業活動において、重要な情報資産（情報やそれを取り扱う情報システム・機器・媒体・設備・製品）を適切に保護することは社会的責任であり、ステークホルダーからの信頼を得るために重要であると認識しています。当社では、情報セキュリティポリシーを定めており、多様化・巧妙化するサイバー攻撃に組織全体が備えられるよう、情報セキュリティの関連規則を2024年度に改定しました。

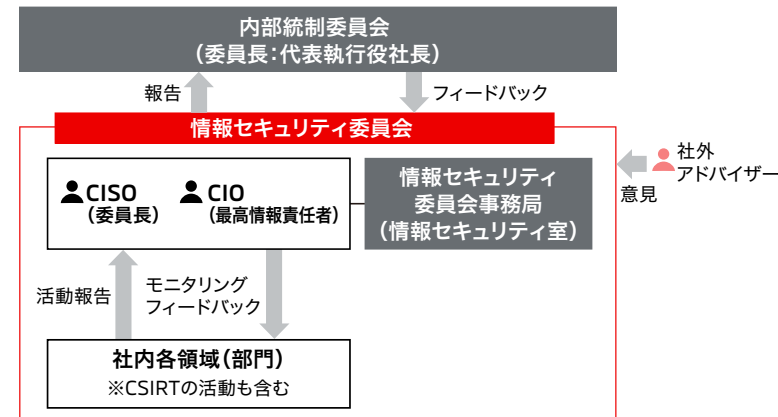
推進体制

当社では、内部統制委員会の下部組織としてCISO（情報セキュリティ管理責任者）を委員長とする情報セキュリティ委員会を設置しています。同委員会は、情報セキュリティ管理に関する重要事項・方針を決定するとともに、情報セキュリティ活動をモニタリングします。また、同委員会には社外アドバイザーも参加しており、外部の意見も取り入れて情報セキュリティ活動のさらなる向上をめざしています。

さらに、当社では、セキュリティインシデントに対応するCSIRT（※）を設置し、強固な情報セキュリティ体制の構築に努めています。

※ CSIRT：Computer Security Incident Response Team

情報セキュリティ体制図



主な取り組み

- 情報セキュリティに関連する社内規程の整備・見直し
- 情報資産の管理や、ランサムウェアによるマルウェア感染、サイバー攻撃への対策強化
- CSIRTによる情報インシデント発生時を想定した定期的な訓練
- 従業員を対象とした情報セキュリティに関するeラーニング、メール訓練および社内イントラネットなどを通じた注意喚起
- 情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ活動のモニタリング
- サプライヤーへの「情報セキュリティ対策自己評価」の実施要請と、対策が不十分なサプライヤーに対する改善要請

製品サイバーセキュリティ

当社グループは、車両ライフサイクル全体を通じて、製品、サービスおよび関連するIT資産について、外部からの脅威に対し適切に保護することが、お客様および道路利用者、当社製品の保護、ならびに当社業務の安定的かつ適切な実施のために重要であると認識し、車両サイバーセキュリティ管理の維持に取り組んでいます。

取り組みの一環として、国連の自動車関連のサイバーセキュリティ法規であるUNR155に準拠したマネジメントシステムを構築し、車両サイバーセキュリティ責任者会議のもと推進しています。また、業界内におけるセキュリティに関連する情報の把握・分析のために日米のAuto-ISACに加入し、サイバーセキュリティ品質の向上に努めています。

加えて、サイバーセキュリティに関する活動がマネジメントシステムに従い適切に運用されていることを確認するため、社内監査部門による内部監査を毎年実施しています。

個人情報保護

当社のグローバル行動規範では「法律・ルールの遵守」を明記しており、個人情報保護関連法令も含まれます。また、「個人情報保護方針」に基づき、組織的な対応体制、個人情報を取り扱う際の遵守事項や個人情報の漏えい事案に関するレポートラインなどを定め、CISO（情報セキュリティ管理責任者）が個人情報保護業務全般を統括しています。加えて、世界的に個人情報保護に関するルールが強化される傾向にあるため、各国の個人情報保護法規制に対応し、各国の拠点と連携し、適切な法令対応を取る体制も整備しています。

個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、当該個人情報の管理責任者が「情報セキュリティ確認票」を用いて適切なセキュリティ体制を有する委託先を選定し、監督しています。さらに、従業員に対するeラーニングなどを通じて、教育も継続実施しています。

参照

個人情報保護方針

<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/privacy/index.html>

ガバナンス関連データ：顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関する不服申立件数

<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/esg/report/pdf/report-2025/sustainability2025-esg-governance.xlsx>

安全保障貿易管理

当社は、国際的な平和および安全維持の観点から、大量破壊兵器などの不拡散や通常兵器の過度の蓄積を防止するための厳正な輸出管理の重要性を深く認識しています。

この厳正な輸出管理を行うために「安全保障貿易管理規則」を制定しています。代表執行役社長を安全保障貿易管理の最高責任者とし、そのもとに安全保障関連法規遵守委員会を設置して輸出取引の適法性を確保しています。

税務に対する考え方

事業活動を行う国における適正な納税は、グローバル企業が果たすべき基本的な社会的責任の一つです。

当社グループは、事業活動を行ううえでの税務コンプライアンス遵守の観点で、「グローバル税務ポリシー」を定めています。当社はこの方針のもと税務ガバナンス体制を整備するとともに、国際課税ルールおよび税務に関する各国の法令を遵守し、適正な納税に努めています。

参照

グローバル税務ポリシー

https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/index.html

知的財産

方針と考え方

当社グループは、これまで培ってきた信頼性や走破性の技術にさらに磨きをかけるとともに、時代をリードする新しい価値を持った独創的で存在感のある商品の提供を実現すべく、さまざまな革新的な技術の創出と、それらを保護して活用する知的財産活動に取り組んでいます。

特許分野においては、限られた資源で最大限の効果を発揮するために、中期経営計画「Challenge 2025」に基づき設定した重点技術分野を中心に、出願戦略を立案し実行しています。具体的には「環境×安全・安心・快適」を実現する、電動化技術、四輪制御技術、耐久信頼性技術、快適性技術を「三菱自動車らしさ」の構成技術と位置付け、さらにすべての技術のベースとなる安全性技術を加えた5分野において知的財産の保護および活用を促進する活動を進めています。また、意匠分野においては、知的財産部とデザイン部門が密に連携し、フロント外観の特徴である「DYNAMIC SHIELD」やリア外観の特徴である「HEXAGUARD HORIZON」をはじめ「三菱自動車らしさ」を表現するデザインの保護を積極的に図る出願戦略を立案し実行しています。さらに、ナビゲーション、ディスプレイなどのUX・UIは、画像意匠だけでなく特許との併用による知財ミックスでの権利保護も図っています。これらの計画的な権利化を継続的に実行し、知的資本を強化することで、収益力の向上につなげています。

推進体制と主な取り組み

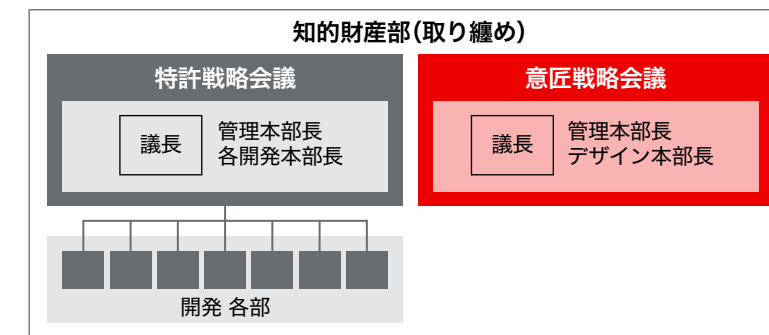
中期経営計画「Challenge 2025」に基づき、知的財産部が中心となり、開発部門、デザイン部門、商品企画部門などと緊密に連携しながら知財戦略を企画・立案し実行する体制を整備しています。ブランド強化に寄与する知財マネジメントの実行、投資を最大限に有効化する国内外の特許、意匠、商標の戦略的な権利取得・保護・活用を通じて、知的財産を企業価値の創造につなげています。

当社では、知的財産部が所属する管理本部の本部長が「特許戦略会議」「意匠戦略会議」の両会議の議長を務めることで、開発・デザイン戦略の目線だけでなくコーポレート部門としての目線も取り入れバランスの取れた運営を行っています。

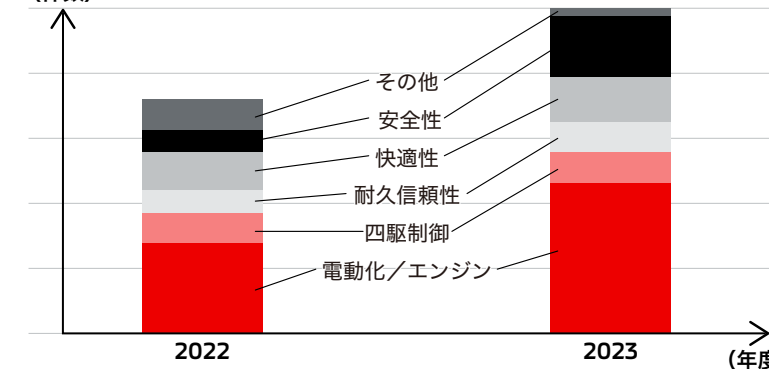
特許戦略会議は、各開発本部および管理本部の本部長を議長とし、2021年4月から四半期ごとに開催しています。同会議には、開発部門の各職制から選出したキーパーソン（管理職）の出席を必須としており、出願戦略の提案・承認に加え、他社の特許動向分析も含め「三菱自動車らしさ」を体現する技術戦略の策定を進めています。

また、意匠戦略会議は、デザイン本部および管理本部の本部長を議長とし、2022年4月から定期的に開催しています。同会議では、デザイン本部が考える「三菱自動車らしさ」を具現化する内外装デザインを、知的財産権で漏れなく保護するために、デザイン戦略に沿った知財戦略の構築に取り組んでいます。

知的財産保護体制



重点技術分野ごとの出願件数 (件数)



その他の取り組み事例

商標

現実社会で使用するモデルネームなどの保護にとどまらず、メタバース空間や仮想現実での商標使用を念頭に置いた権利保護を図っています。

模倣品対策

疑義品の摘発を実施するだけでなく、お客様に対してはウェブサイトです正規品を使用するよう注意喚起しています。また、関係業界団体と連携し、国内外の政府機関への働きかけも行っています。

商品化

ブランディング活動の一環として、当社車両を玩具やゲームへ商品化する業務を知的財産部が担うことで、幅広い消費者層への当社車両の認知に努めています。

社員報奨制度

特許発明、意匠創作のうち、社外表彰を受けたもの、販売に貢献したものをタイムリーに報奨することで、知的財産創出のインセンティブを強化しています。

知的財産の尊重（従業員教育）

特許、意匠、商標、著作権に関わる従業員教育（集合型研修、eラーニングなど）を実施し、自社の知的財産だけではなく、他社の知的財産も尊重する意識の醸成に努めています。また、各部門から個別に要請があれば、それぞれの事情に応じてカスタマイズした個別教育活動も行っています。さらに、技術開発に関連するトピックや知財の最新情報をまとめて定期的に当社役員へ共有することで、会社全体の知的財産に対する意識向上にも努めています。

当社の主な研修（2024年度）

研修内容	対象者
特許入門講座eラーニング	全従業員（部門判断）
意匠講座eラーニング	
商標入門講座eラーニング	
著作権入門講座eラーニング	全従業員